

平成26年8月26日
(公共工事入札監視委員会連絡会議)

京滋地区4国立大学法人
公共工事入札監視委員会運用マニュアル

第1 委員の選出について

1)委員の選出は、大学教員、監事、弁護士、公認会計士、税理士等から職種が偏らないように配慮しつつ、各大学1名選出する。

第2 委員の謝金等について

- 1)委員は、連携大学から各1名を推薦し連携大学の学長が共同で委嘱するが、委員の謝金等については、推薦した各大学において各々負担するものとする。
- 2)謝金等の額については推薦した各大学の規程等に基づき決定するものとする。

第3 委員の委嘱について

- 1)委員の委嘱事務手続きについては、事務担当大学において行うものとする。

第4 委員会の事務について

- 1)委員会の事務の担当期間は、2014年度からとし、1年間ごとの輪番制で、その順番は下記による。

順番	連 携 大 学 名
①	国立大学法人滋賀大学
②	国立大学法人滋賀医科大学
③	国立大学法人京都教育大学
④	国立大学法人京都工芸繊維大学

第5 審議対象案件について

- 1)工事は、予定価格が250万円超の案件、設計・コンサルティング業務については、予定価格100万円超の案件を対象とし、委員会が必要な案件を抽出する。ただし、政府調達協定の対象となる工事等及び「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記四の対象となる設計・コンサルティング業務に係る苦情については、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（事務局：内閣府）において扱われるので、委員会の審議対象にしないものとする。
- 2)提出資料の内容は、文部科学省入札監視委員会の提出資料に準ずる。なお、定例会議における報告等の様式については、別添のとおりとする。
- 3)定例会議においては、抽出案件について、当該発注担当者が、競争参加資格の設定理由、指名業者の選定理由等の説明を行った上、これらの設定又は選定等が適切に行われているかについて、委員による審議が行われるものとする。また、応募要件等を満たす契約手続への参加者が一者のみであった案件等については、その旨を委員に説明した上で審議及び意見を求めるなど重点的に取り扱

うものとする。

第6 委員会の開催時期について

- 1) 委員会の定例会議の開催時期は、原則第3四半期とし、審査対象期間は、原則として、前年度の第2四半期（7月1日）から当該年度第1四半期（6月30日）までの1年分の契約を対象とする。
- 2) 上記以外に、各連携大学の判断で必要に応じ再苦情処理会議及び臨時会議を開催できるものとする。
- 3) 委員会の開催日並びに審議対象案件の決定その他必要な事項については、事務担当大学から各連携大学に別途通知する。

第7 再苦情処理会議について

- 1) 再苦情の申立て及び処理については、「入札監視委員会の設置及び運営について」（文教施設企画部長通知20文科施第528号 平成21年3月11日）の「第2 再苦情処理会議」に準じて対応することとする。その際、「支出負担行為担当官」を「各連携大学の支出負担行為に責任を持つ者」に、「文教施設企画部長」を「事務担当大学の担当課長」に読み替えるものとする。

第8 苦情処理について

- 1) 工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」（文教施設企画部長通知18文科施第185号 平成18年7月13日）に準じて対応することとする。その際、「支出負担行為担当官」を「各連携大学の支出負担行為に責任を持つ者」に、「文教施設企画部長」を「事務担当大学の担当課長」に読み替えるものとする。
- 2) 指名停止等措置に係る苦情処理手続要領については、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領について」（文教施設企画部長通知18文科施第181号 平成18年7月13日）に準じて対応することとする。その際、「支出負担行為担当官」を「各連携大学の支出負担行為に責任を持つ者」に、「文教施設企画部長」を「事務担当大学の担当課長」に読み替えるものとする。
- 3) 設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについては、「設計・コンサルティング業務の請負契約に関する指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の取扱いについて」（文教施設企画部長通知18文科施第183号 平成18年7月13日）に準じて対応することとする。